生 示

髙和果公報

ページ

目 次

告 示	ページ
○令和3年度自衛官候補生の募集期間等(危機管理・	•
防災課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策調	果) 1
○漁船損害等補償法による同意を求める	
ための事前届出 (2件) (漁業管理調	果) 1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有	
者不明の工作物等の返還 (漁港漁場語	果) 2
○公共測量の作業期間の変更の通知 (2	
件) (用地対策調	果) 2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防調	果) 2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者	
の氏名の変更の届出 (会計管理語	果) 3
◎告示(高知県会計規則第2条による出	
先機関及び取扱店の指定)の一部改正 (") 3
公告	
○採石業務管理者試験の実施 (工業振興語	果) 3
○農地を利用する権利の設定に関する裁	
定(農業担い	F
支援課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正 〈7・30掲表	$\vec{\mathfrak{r}}$ 4
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者	
援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者と	とす
る施設の指定)の一部改正 (") 13
◎告示(高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求	
する場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権	を を
有する者の総数の3分の1の数)の廃止	
\) 13
○高知県議会議員佐川町・越知町・日高村選挙区の補	甫欠
選挙を行うべき事由の発生 〈8・3掲示	示〉 13
○高岡郡のうち佐川町、越知町及び日高村の区域にお	3N
て直接請求及び解職請求のための署名を求めること	とが
できない期間 〈〃) 13
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正	Eす
る規則	13

入札公告

○一般競争入札 (室戸高等学校外45校で 使用する電気の購入) の公告 (会計管理課) 14

○一般競争入札(高知県警察本部庁舎で 使用する電気の購入)の公告

(警察本部会

計課)

正誤

◎正誤(令3・6・11付け 規則)

告 赤

高知県告示第728号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条 第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及 び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示す ス

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

- 1 男子及び女子(令和4年3月及び4月採用予定)
- (1) 募集期間

随時(最終期限は、令和3年9月17日(金))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験適性検査	令和3年9月18日(土)	高知市栄田町二丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 高知市槇山町11-12高知学芸高等学校(旧高知学芸進学アカデミー棟)香南市野市町西野2704-2JA高知県野市支所須崎市新町二丁目7番15号須崎市立市民文化会館四万十市不破2058番地20四万十市防災センター
口述試験身体検査	令和3年9月23日 (木)から同月25日 (土)までの間で、いずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス https://www.mod.go.jp/pco/kochi/

高知県告示第729号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

区域及び区分

- 1 高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区 小型合併漁業のうち主としてしいらまき網漁業を営む漁業
- 2 大谷漁業協同組合の地区

小型定置漁業及び大型定置漁業

高知県告示第730号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

 香南市
 中山勝道

 リ
 國田 司

 ボロ信義

(2) 加入区の名称

手結加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同 組合の名称

高知県漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

令和3年8月17日から同月31日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合手結支所

高知県告示第731号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡東洋町

坂 東 厚 男 蛭 子 長 流 元 寛 樹

(2) 加入区の名称

甲浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

令和3年8月17日から同月31日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合甲浦支所

高知県告示第732号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の 規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作 物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定に より当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次の とおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和3年12月9日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和3年8月17日

佐賀漁港漁港管理者

高知県知事 濵田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (1) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長3.90メートル、船幅1.20メートル)
- (2) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.60メートル)
- (3) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.70メートル)
- (4) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.60メートル)
- (5) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.60メートル)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を 除却した日時
- (1) 幡多郡黒潮町佐賀字シヲ付 漁船修理施設用地(浜町地区)

令和3年6月9日午前9時

(2) 幡多郡黒潮町佐賀字シヲ付 漁船修理施設用地(浜町地

区)

令和3年6月9日午前9時

- (3) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2号船揚場(横浜地区) 令和3年6月9日午前9時
- (4) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2号船揚場(横浜地区) 令和3年6月9日午前9時
- (5) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2号船揚場(横浜地区) 令和3年6月9日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (1) 令和3年6月9日午前10時

幡多郡黒潮町佐賀字シヲ付 漁船修理施設用地(浜町地区)

(2) 令和3年6月9日午前10時

幡多郡黒潮町佐賀字シヲ付 漁船修理施設用地(浜町地区)

(3) 令和3年6月9日午前10時

幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2 号船揚場(横浜地区)

(4) 令和3年6月9日午前10時

幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2号船揚場(横浜地区)

(5) 令和3年6月9日午前10時

幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2号船揚場(横浜地区)

4 所有者等の行うべき措置

所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管 理課(電話番号0880-34-5291)

高知県告示第733号

令和3年7月高知県告示第500号(公共測量の実施の通知)で 告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局四国山地 砂防事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を令和 3年7月26日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第 39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

(変更前) 令和3年3月25日から同年6月30日まで (変更後) 令和3年3月25日から同年10月29日まで

3 作業地域

長岡郡大豊町立川上名地内

高知県告示第734号

令和3年7月高知県告示第501号(公共測量の実施の通知)で 告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局四国山地 砂防事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を令和 3年7月26日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第 39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

(変更前) 令和3年3月29日から同年6月30日まで (変更後) 令和3年3月29日から同年10月29日まで

3 作業地域

長岡郡大豊町

高知県告示第735号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律 第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高 知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

高知市菜切

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号		所在地	地番
1	高知市春野	830番 4	
2	<i>II II</i>	字大谷	1435番
3	<i>II II</i>	II	832番
4	<i>11</i> 11	II	1432番イ
5	11 11	字大谷口	1476番 1
6	<i>II II</i>	II	1476番11
	I		

7 | " " 927番3

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1 を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第736号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

(変更前) 長岡郡大豊町津家1626番地

大豊町役場

大豊町長 岩﨑 憲郎

(変更後) 長岡郡大豊町津家1626番地

大豊町役場

大豊町長 大石 雅夫

2 変更年月日

令和2年12月19日

高知県告示第737号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正する。 令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「〃 鴨田支店」

を

「〃 神田支店」

に改める。

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験(以下「試験」という。)を次のとおり行う。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

1 試験の場所

高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階会議室

2 試験の期日

令和3年10月8日(金)午前10時から正午まで

- 3 試験科目及び出題範囲
- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を 含む。)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 4 受験手続

受験願書(採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号) 様式第9によるもの)に写真(手札形とし、受験願書提出前6 月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月 日、氏名及び年齢を記載したもの)1枚を添えて、郵送により 提出すること。

5 受験願書等の提出期間

令和3年8月27日(金)から同年9月10日(金)までとし、 同日付けの消印のあるものまで受け付ける。

6 受験願書等の提出先

高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県商工労働部工業振興課

7 試験手数料

8,100円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。)

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

- 1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報 登記名義人 岡本 繁一(死亡)
- 2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市西山字土居丸844番	田	1, 252 m²
南国市西山字土居丸845番	田	895 m²

- 3 利用権の内容 田又は畑として利用
- 4 利用権の始期及び存続期間 令和3年9月1日から5年間
- 5 借賃に相当する補償金の額

1,070円

6 補償金の支払の方法

利用権の始期までに高知地方法務局香美支局に補償金を供託する

7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表 者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人高知県農業公社 理事長 土居内 淳一 高知市丸ノ内一丁目7番52号

c.

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第50号

高知県選挙事務執行規程(平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

別表第1を次のように改める。

別表第1 (選挙長及び選挙分会長の印影) (第4条関係)

区分	印影	区分	印影
衆議院高知県小選挙区 選出議員選挙選挙長	新型型 類別型 機構 機構 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 の	衆議院比例代表選出議 員選挙高知県選挙分会 長	選選所家議院四条
参議院比例代表選出議 員選挙高知県選挙分会 長	是	高知県議会議員選挙選 挙長	のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
高知県知事選挙選挙長	学事高 5選出		

備考 印の寸法は、方23ミリメートルとする。

別記第2号様式中

「設置者 住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者の職・氏名

・
・
氏名

を

「設置者 住所又は所在地 氏名又は名称及び

代表者の職・氏名

に、

「2 文字を訂正し、削除し、又は挿入した場合は、その箇所に設置者の認印を押してください。

E

「2 候補者本人、推薦届出者本人、推薦届出者の代表者本人、候補者届出政党の代表者本人、衆議院名簿届出政党等の代表者本人又は参議院名簿届出政党等の代表者本人がこの届出をする場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に候補者本人、推薦届出者本人、推薦届出者の代表者本人、候補者届出政党の代表者本人、衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に、「この届出書」を「この届出書(1による添付書類及び2による書類の提示又は添付書類を含みます。)」に改める。

別記第6号様式(その1)及び(その2)中「圓」を削る。

別記第7号様式(その1)中「印」を削り、同様式(その1)備考中

「3 「燃料代」について単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。この場合において、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

Z

- 「3 「燃料代」について単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。この場合において、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。
- 4 候補者本人がこの届出をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、候補者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に候補者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改め、同様式 (その2) 中「 $\textcircled{\tiny 0}$ 」を削り、同様式 (その2) 備考を次のように改める。

備考 1 この届出書には、契約書の写しを添えてください。

2 候補者本人がこの届出をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、候補者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に候補者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

別記第7号様式(その3)中「印」を削り、同様式(その3)備考を次のように改める。

備考 1 この届出書には、契約書の写しを添えてください。

2 候補者本人がこの届出をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、候補 者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出 をしてください。ただし、この届出書に候補者本人の署名その他の措置があるときは、そ の必要はありません。

別記第8号様式(その1)中「印」を削り、同様式(その1)備考中

「4 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載して ください。

な

- 「4 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載して ください。
- 5 候補者本人がこの申請をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、候補者の代理人がこの申請をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この申請書に候補者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改め、同様式(その2)中「印」を削り、同様式(その2)備考中

「3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

を

- 「3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人がこの申請をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、候補者の代理人がこの申請をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この申請書に候補者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改め、同様式(その3)中「圓」を削り、同様式(その3)備考中

「3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

な

- 「3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人がこの申請をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、候補者の代理人がこの申請をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この申請書に候補者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改める。

別記第10号様式(その1)、(その2)及び(その3)並びに別記第11号様式(その1)及び(その2)中「 $\mathfrak m$ 」を削る。

別記第12号様式を次のように改める。

LC

漸

第12号様式 (選挙運動用自動車の使用等の請求書) (第22条関係)

(その1) (選挙運動用自動車の使用)

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポ スターの作成の公営に関する条例第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

高知県知事

様

住所

氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名 発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

記

1 請求金額

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類

年 月 日執行

選挙(

選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	店舗名	
金融機関コード	店舗コード	
預金種別	口座番号	
ふりがな		
口座名		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(別記第10号様式 (その1)) (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車後州は部間を開発している。) 号様式 (その1)) 及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号) 第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条 の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額
 - 1)) に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載
 - 1))に記載された選挙運動が日勤単に医和したもので、日勤単端が門代離記書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。 4 この請求書を契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この請求書に契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置があるときは、その必要はよ 要はありません。
 - この請求書及び別紙請求内訳書には、次に掲げる事項に留意して、発行責任者及び 担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください。 (1) 発行責任者と担当者とは、同一人物でも可

 - (2) 請求書又は請求内訳書が2枚以上になる場合は、1枚ごとに記載

(別紙)

(その1)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	64, 500円	円	
	F	64, 500円	F	
	~~~~~~	~~~~~~	~~~~~~	
	円	64, 500円	円	
	円	64, 500円	円	
≅†			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してくださ 610

.0

恒

(その2)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	15, 800円	, н	
	· 円	15, 800円	円 ····································	

	円	15, 800円	円	
	円	15, 800円	PI.	
ät			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 自動車燃料代

発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

販売年月日	燃料の供給を 受けた 動用車登車 自動な も り り り り り り り り り り り り り り り り り り	J	販売金額	i (ア)		基準限度額(イ)	請求金額	備考
			円	Q	円	/	/	
		(	$) \times ($	) =		/	/	
			円	Q	円	/	/	
		(	) × (	) =		/	/	
~~~~~	~~~~~~	~~~	·····	~~~		·····	·····	~~~~~
			H .	α	H	/	/	
		۱ () × () =	- 17		/	
		<u>`</u>	,	,	ш		/ .	
			円	ų.	円	/	/	

計 円 円	H41
-------	-----

- 備考 1 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、 選挙運動用自動車の使用の契約届出書(別記第7号様式(その1))に記載された選 挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び (ア) 欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
 - 3 「基準限度額」の「計」欄には、自動車燃料代確認書(別記第9号様式(その 1))に記載された「確認金額」の合計を記載してください。
 - 4 「請求金額」の「計」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(3) 運転手

発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	12, 500円	円	
N N - 180 - 100 N 1 1 1 1 1	円	12, 500円	円	

~~~~~~~		~~~~~~~	······································	
	円	12, 500円	円	
	PI	12, 500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

恒

账

(その2) (ビラの作成)

請求書

(ビラの作成)

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第7条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

高知県知事

様

住所

氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名 発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

記

1 請求金額

円

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類

年 月 日執行

選挙(

選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

	金融機関名	店舗名	
4	金融機関コード	店舗コード	
	預金種別	口座番号	
	ふりがな		
-	口座名		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書(別記第9号様式(その2))及びビラ作成証明書(別記第11号様式(その1))とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
  - 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
  - 3 この請求書を契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この請求書に契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。
  - 4 この請求書及び別紙請求内訳書には、次に掲げる事項に留意して、発行責任者及び 担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください。
  - (1) 発行責任者と担当者とは、同一人物でも可
  - (2) 請求書又は請求内訳書が2枚以上になる場合は、1枚ごとに記載

(別紙)

請求内訳書 (ビラの作成)

発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

作成金額			基準限度額						
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	備考
円銭	枚	円	円銭	枚	円	円銭	枚	円	

- 備考 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) ビラ作成枚数確認書(別記第9号様式(その2))により確認された作成枚数が5万枚以下の場合

7円51銭

(2) ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合(1銭未満の端数は、切り上げる。)

375,500円+5円2銭×(確認された作成枚数-50,000)

確認された作成枚数

- 2 (E) 欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してくださ
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してくださ
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と(E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(その3) (ポスターの作成)

請求書

(ポスターの作成)

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第10条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

高知県知事

様

住所

氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名 発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

記

1 請求金額

円

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選挙の種類

年 月 日執行

選挙(

選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

Ī	金融機関名	店舗名	
	金融機関コード	店舗コード	
Ī	預金種別	口座番号	
	ふりがな		
ſ	口座名		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書(別記第9号様式(その3))及びポスター作成証明書(別記第11号様式(その2))とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
  - 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
  - 3 この請求書を契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この請求書に契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。
  - 4 この請求書及び別紙請求内訳書には、次に掲げる事項に留意して、発行責任者及び 担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください。
  - (1) 発行責任者と担当者とは、同一人物でも可
  - (2) 請求書又は請求内訳書が2枚以上になる場合は、1枚ごとに記載

(別紙)

請求内訳書 (ポスターの作成)

発行責任者の氏名 及び連絡先 担当者の氏名及び 連絡先

ポスター	作成枚数				基準队	限度額				
掲示場数	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	備考
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

- 備考 1 「ポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書(別記第11号様式(その2)) の「当該選挙区又は当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載さ れたポスター掲示場数を記載してください。
  - 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
  - (1) 当該選挙区又は当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数が500以下 の場合(1円未満の端数は、切り上げる。)

310,500円+525円6銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

(2) 当該選挙区又は当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数が500を超える場合(1円未満の端数は、切り上げる。)

310,500円+262,530円+27円50銭× (ポスター掲示場数-500)

ポスター掲示場数

- 3 (E)欄には、ポスター作成枚数確認書(別記第9号様式(その3))により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してくださ
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と(E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

卓

恒

別記第14号様式中「印」を削る。 別記第17号様式(その1)中 「申出者 住 所 連絡場所 雷話番号 氏 名 「申出者 住所 連絡場所 電話番号 氏名 に、 「2 候補者(申出者)の氏名は、選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載してく な 「2 候補者(申出者)の氏名は、選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載してく 3 候補者本人が申出をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、候補者の代 理人が申出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてくださ い。ただし、この申出書に候補者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありま せん。 に改め、同様式(その2)中 「申出者 住 所 連絡場所 電話番号 名称及び 代表者の 職・氏名 「申出者 住所 連絡場所 電話番号 名称及び 代表者の 職・氏名

「備考 郵送により申出をしようとするときは、封筒に「政党演説会開催申出書在中」又は「政党等演説会開催申出書在中」と朱書してください。

な

- 「備考 1 郵送により申出をしようとするときは、封筒に「政党演説会開催申出書在中」又は 「政党等演説会開催申出書在中」と朱書してください。
  - 2 候補者届出政党の代表者本人又は衆議院名簿届出政党等の代表者本人が申出をする場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この申出書に候補者届出政党の代表者本人又は衆議院名簿届出政党等の代表者本人の

署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改める。

別記第22号様式中「印」を削り、

「添付書類

- 1 原稿用紙(電磁的記録を除く。)により原稿を提出する場合
- (1) 高知県選挙管理委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文1通
- (2) 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真1枚
- 2 高知県選挙管理委員会が提供する様式に準じて調製した電磁的記録により原稿を提出する場合

掲載文及び手札型の上半身像の写真を記録した電磁的記録

を

「備考 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 原稿用紙(電磁的記録を除く。)により原稿を提出する場合
- ア 高知県選挙管理委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文1通
- イ 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真1枚
- (2) 高知県選挙管理委員会が提供する様式に準じて調製した電磁的記録により原稿 を提出する場合

掲載文及び手札型の上半身像の写真を記録した電磁的記録

2 候補者本人がこの申請をする場合は当該候補者の本人確認書類の提示又は提出を、 候補者の代理人がこの申請をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示 又は提出をしてください。ただし、この申請書に候補者本人の署名その他の措置があ るときは、その必要はありません。

に改め、同様式備考中「添付書類 1 の(2) を削除し、添付書類 2 」を「備考 1 の(1) のイを削除し、備考 1 の(2) 」に改める。

別記第26号様式中「印」を削り、

「4 文字を訂正し、削除し、又は挿入したときは、その箇所に選任者の認印を押してください。

な

「4 候補者本人、候補者届出政党の代表者本人、推薦届出者本人又は推薦届出者の代表者本人がこの届出をする場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に候補者本人、候補者届出政党の代表者本人、推薦届出者本人又は推薦届出者の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。に改める。

別記第27号様式中「印」を削り、

「5 文字を訂正し、削除し、又は挿入したときは、その箇所に選任者の認印を押してください

を

「5 候補者本人、候補者届出政党の代表者本人、推薦届出者本人又は推薦届出者の代表者本人がこの届出をする場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に候補者本人、候補者届出政党の代表者本人、推薦届出者本人又は推薦届出者の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。に改める。

別記第28号様式中「印」を削り、同様式備考中

「2 文字を訂正し、削除し、又は挿入したときは、その箇所に職務代行者の認印を押してく ださい。 名 称 导 「2 職務代行者本人がこの届出をする場合は当該職務代行者の本人確認書類の提示又は提出 代表者の職・氏名 (EII) を、職務代行者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提 示又は提出をしてください。ただし、この届出書に職務代行者本人の署名その他の措置があ 電話番号 るときは、その必要はありません。 に改める。 別記第33号様式中 後援団体 郵便番号 「高知県選挙管理委員会委員長 様」 事務所の所在地 事務所の名称 「高知県選挙管理委員会委員長 様 代表者の職・氏名 - 1 電話番号 「候補者等 住 所 に、「すべてを」を「全てを」に、 氏 名 「候補者等の氏名 電話番号 「候補者等の氏名 鞣 「備考 規格は、「縦○○センチメートル、横○○センチメートル、木製」のように記載してく ださい。 候補者等 郵便番号 「備考 1 規格は、「縦○○センチメートル、横○○センチメートル、木製」のように記載し 账 住所 てください。 氏名 2 後援団体の代表者本人がこの申請をする場合は当該後援団体の代表者の本人確認書 電話番号 類の提示又は提出を、後援団体の代表者の代理人がこの申請をする場合は委任状及び 当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この申請書に後 職業 援団体の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。 恒 に改める。 「備考 規格は、「縦○○センチメートル、横○○センチメートル、木製」のように記載してく 別記第36号様式中 ださい。 「政治団体 事務所の所在地 「備考 1 規格は、「縦○○センチメートル、横○○センチメートル、木製」のように記載し 代表者の職・氏名 てください。  $\widehat{\boldsymbol{\Xi}}$ 2 候補者等本人がこの申請をする場合は当該候補者等の本人確認書類の提示又は提出 を、候補者等の代理人がこの申請をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類 の提示又は提出をしてください。ただし、この申請書に候補者等本人の署名その他の 「政治団体 郵便番号 Ш 措置があるときは、その必要はありません。 事務所の所在地 171 事務所の名称 に改める。 町 別記第34号様式中 代表者の職・氏名  $\infty$ 「高知県選挙管理委員会委員長 様」 雷話番号 に、 「高知県選挙管理委員会委員長 様 「備考 この届出書には、頒布しようとするビラ2枚(記載内容が異なるものがある場合におい ては、それぞれ2枚)を添えてください。 「後援団体 事務所の所在地

- 「備考 1 この届出書には、頒布しようとするビラ2枚(記載内容が異なるものがある場合においては、それぞれ2枚)を添えてください。
  - 2 政治団体の代表者本人がこの届出をする場合は当該政治団体の代表者の本人確認書類の提示又は提出を、政治団体の代表者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に政治団体の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改める。

別記第37号様式中

「政治団体 事務所の所在地

名

代表者の職・氏名

E

2

「政治団体 郵便番号

事務所の所在地

事務所の名称

代表者の職・氏名

電話番号

に、

開	催	日	時	使	用·	す	る	施	設	の	名	称	使	用	す	る	施	設	の	所	在	地

Z

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政治団体の代表者本人がこの届出をする場合は当該政治団体の代表者の本人確認書類の提示又は提出を、政治団体の代表者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に政治団体の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改める。

別記第41号様式(その1)及び(その2)中「印」を削る。

別記第43号様式中

「政治団体 事務所の所在地

名 彩

代表者の職・氏名

印

を

「政治団体 郵便番号

事務所の所在地

事務所の名称

代表者の職・氏名

電話番号

に、

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地	 証紙申請枚数

を

'	開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地	証紙申請枚数

備考 政治団体の代表者本人がこの申請をする場合は当該政治団体の代表者の本人確認書類の提示又は提出を、政治団体の代表者の代理人がこの申請をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この申請書に政治団体の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。

に改める。

別記第44号様式中

「政治団体 事務所の所在地

名

代表者の職・氏名

_

を

「政治団体 郵便番号

事務所の所在地

事務所の名称

代表者の職・氏名

電話番号

に改め、同様式備考中

「2 「機関新聞紙又は機関雑誌の発行部数」欄の「( )」には、県内における発行部数 を記載してください。

を

- 「2 「機関新聞紙又は機関雑誌の発行部数」欄の「( )」には、県内における発行部数 を記載してください。
- 3 政治団体の代表者本人がこの届出をする場合は当該政治団体の代表者の本人確認書類の提示又は提出を、政治団体の代表者の代理人がこの届出をする場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この届出書に政治団体の代表者本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。 に改める。

#### 附則

この告示は、令和3年7月30日から施行する。

# 高知県選挙管理委員会告示第51号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の 長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長 を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正 する。

令和3年7月30日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

「並びに漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係 政令の整備及び経過措置に関する政令(令和2年政令第217号) 第1条の規定による改正前の漁業法施行令(昭和25年政令第30 号)第23条」を削る。

#### 高知県選挙管理委員会告示第52号

令和2年12月高知県選挙管理委員会告示第94号(高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数)は、廃止する。

令和3年7月30日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

### 高知県選挙管理委員会告示第53号

令和3年8月2日高知県議会議長から同議会議員に欠員が生じた旨の通知があったことに伴い、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定により、高知県議会議員の補欠選挙を佐川町・越知町・日高村選挙区において行うべき事由が生じた。

令和3年8月3日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

#### 高知県選挙管理委員会告示第54号

高知県議会議員について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による補欠選挙が佐川町・越知町・日高村選挙区において執行されることとなったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項(同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により、令和3年8月4日から高知県議会議員補欠選挙の期日までの間、高岡郡のうち佐川町、越知町及び日高村の区域においては、地方自治法第5章の規定に基づく直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条の規定に基づく解職請求のための署名を求めることができない。

令和3年8月3日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

# 人 事 委 員 会 規 則

高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和3年8月17日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

# 高知県人事委員会規則第12号

# 高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する 規則

高知県人事委員会の会議に関する規則(昭和26年高知県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「毎週1回事務局内において開催することを常例とする」を「原則として毎週1回人事委員室において開催する」に改め、同条ただし書中「多数決により」を「過半数の同意を得たときは、」に改める。

第2条第1項中「の招集」を「による招集」に、「要求に基いて」を「求めにより」に改め、同条第2項中「臨時の」を「委員長は、臨時の」に改める。

第4条の見出しを「(議事日程等)」に改め、同条第1項中「場合のほか」を「場合を除き」に、「これを」を「議題となる 事項を」に改め、同条第2項中「がなければ議題とすることができない」を「を得て議題とすることができる」に改める。

第5条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年8月17日

高知県知事 濵田 省司

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 室戸高等学校外45校で使用する電気 一式
- (2) 購入物品の特質等
  - 入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

令和4年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3~令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規 定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局会計管理課

電話番号088-823-9873

- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合

令和3年8月17日(火)から同年9月8日(水)まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和3年8月17日午前9時から同年9月8日午後5時までの間に高知県会計管理局会計管理課のホームページ (https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/) で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

入札書を令和3年9月27日(月)午後5時までに(1)の入 札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出するこ と。

(4) 開札の日時及び場所

アー日時

令和3年9月29日(水)午前9時

イ 場戸

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第 3会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に トス

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年9月8日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センタ

ーに提出すること。ただし、令和3年9月1日(水)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Muroto Prefectural High School and the other 45 prefectural high schools
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 8 September 2021
- (3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 27 September 2021
- (4) Contact: Accounting Management Division, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan

Tel: 088-823-9873

(5) Others: As in the tender documentation

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

······

令和3年8月17日

高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式
- (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

令和4年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

高知県警察本部

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算

した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3~令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規 定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合 わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部会計課

電話番号088-826-0110 (内線2252)

- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合

令和3年8月17日(火)から同年9月7日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合 令和3年8月17日午前9時から同年9月7日午後5時ま での間に高知県警察本部入札情報のホームページ (http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/keimu/kaikei/nyuusatu/nyuusatu.html) で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

入札書を令和3年9月28日 (火) 午後5時までに(1)の入 札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出するこ と。

- (4) 開札の日時及び場所
- アー日時

令和3年9月30日(木)午後5時

イ 場戸

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第 3会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年9月7日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年9月1日(水)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Police Headquarters
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 7 September 2021
- (3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 28 September 2021
- (4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)
- (5) Others: As in the tender documentation

恒

-----

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令3・6・11	号外 32	◎規 則	13	右 (2~4)	第3条 高知県美容師法施行細則 (平成5年高知県規則第6号) の一部を次のように改正する。 第1条を次のように改める。 (趣旨)	第3条 高知県美容師法施行細則 (平成5年高知県規則第6号) の一部を次のように改正する。 (趣旨)
			20	左 (2~4)	第4条 高知県旅館業法施行細則(平成5年高知県規則第21号)の一部を次のように改正する。 第1条を次のように改める。 (趣旨)	第4条 高知県旅館業法施行細則 (平成5年高知県規則第21号) の一部を次のように改正する。 (趣旨)
		25 左 (7~9) 第5条 高知県クリーニング業法施行細則(平成7年高知県 第2号)の一部を次のように改正する。 第1条を次のように改める。 (趣旨)		第1条を次のように改める。	第5条 高知県クリーニング業法施行細則(平成7年高知県規則 第2号)の一部を次のように改正する。 (趣旨)	
			34	右 (2~4)	第6条 高知県公衆浴場法施行細則(平成7年高知県規則第126 号)の一部を次のように改正する。 第1条を次のように改める。 (趣旨)	第6条 高知県公衆浴場法施行細則(平成7年高知県規則第126号)の一部を次のように改正する。 (趣旨)